

港区教育史通史編 全体の構成について

1 これまでの決定事項

- ・新たに編さんする教育史では、『港区教育史』（既刊）の序章～第6章を最大限生かし、新規執筆ではなく検証の上、解題を付す。序章～第6章本文において、章・節・項以下、記述内容及びタイトル表記の変更は行わない。（第3回港区教育史編さん委員会で決定済）
- ・新規執筆を行う第7章は、章・節・項の記述内容、記述の順番及びタイトル表記、目の数、大見出し・中見出し・小見出しの記述内容、記述の順番、記述内容の過不足、全体の軽重バランスは決定済み。（前回（第5回）港区教育史編さん委員会で決定済）

2 今回決定する事項

（1）解題と序章～第6章の注釈の記述位置について

- ・通史編第1章～第6章に付す解題は、各章1本ずつ新規執筆を行う。
- ・解題の記述位置は、資料2-2「港区教育史 全体構成」のとおり、1,000字程度で各巻ごとの文頭とする。
- ・序章～第6章の注釈の記述位置は、資料2-2「港区教育史 全体構成」のとおり、最大6,000字～10,000字程度で各巻末とする。

（2）解題の記述内容について

- ・解題の内容は、各章で記述されている特徴的な事象について、導入的内容となるようなテーマとする。具体的内容は、資料2-3「港区教育史通史編 解題内容」のとおりとする。

（3）序章～第6章の検証内容について

- ・作業方針に基づき行った検証の内容について、資料3「港区教育史通史編 序章～第6章の検証内容について」のとおりの対応を行う。